

講演会

日 時 平成30年 1月16日 (火)

会 場 群馬県立桐生南高等学校

演 題

「高等学校芸術科（音楽）の授業づくり ～今後の動向を見据えて～」

講 師

臼井 学 先生

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官

1 講演

小中学校における新学習指導要領が公示され、高等学校の学習指導要領についても改訂の方向性が見えてきた。

はじめに、研究授業や授業研究会を教師にとって有意義な学びの場とするための視点について触れたい。当然のことではあるが、研究授業において授業を行う教師は授業について勉強をし、それを糧に今後必ず伸びていくが、授業を行った教師だけの授業研究会にしてしまってもったいない。例えば授業参観で、保護者は自分の子供を注意深く見ていることだろう。自分の子供の1時間の姿を見るのである。研究授業では、そのクラスに思い入れのある生徒はそこまでいないのが普通であるので、そこに参観する人たちはそのクラスの中で知っている人、つまりその指導者である教師に注目する傾向がある。しかし本来見るべきなのは生徒であり、生徒の姿を見たからこそ授業研究会での発言内容が充実する。

生徒の状況を見ることで、自分が普段授業を行っている時には行うことのできない生徒の見方をしてほしい。例えば、生徒全体を見渡しながら風景として捉えるのではなく、自分の近くの生徒1人に焦点を絞って観察することも大切である。参加した人たちのそうした生徒の見方を積み重ね、それらを授業研究会で合わせることで授業の全体像が見えてくる。授業においては生徒がどう変わっていったかが重要である。生徒を変容させるために教師は何を努力したかが問われるのである。

授業研究会においては、授業のねらいに基づいた内容が語られること、生徒の具体的な姿が語られること、そして生徒の姿と教師の指導との関係が語られることが大切であり、「私だったらこうする」という代案が出ることも必要である。そのために授業研究会や研究授業は、参加者の皆で勉強していける雰囲気にし、多くの先生方が無理をせずに授業者となれるものにしてほしい。

昨年3月に中学校の新学習指導要領が告示され、これからの芸術科（音楽）の授業づくりで重要なことが問われているが、だからこそ現行の学習指導要領に基づいて、現在先生方が音楽の授業づくりで大切にしていることを振り返ってもらいたい。

～意見交流～



現行学習指導要領の成果

- 音楽科、芸術科（音楽）においては、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活との関わりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。

（中教審「答申」より）

現行学習指導要領の課題

- 一方で、感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと、我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと、生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについては、更なる充実が求められるところである。

（中教審「答申」より）

現行の学習指導要領での成果と課題は中教審答申で上記のように示されている。

成果については日頃先生方が取り組んでこられ、充実してきていることであり、先生方の努力の結果である。一方で、課題として挙げられていることは次のようなものであるが、その内容を見てみると、今までも当然努力されているが、さらに充実するとよいとされていることが分かる。今までの授業づくりの方向性とは別の新しいものであったり、加えたりするようのものであったりするのではなく、現在進められていることをさらに充実させて取り組んでほしいということが示唆されている。つまり、現行の学習指導要領に基づいて授業改善の努力をされている人は、新学習指導要領に改訂されてもスムーズに移行できるということである。

小中学校における新学習指導要領への移行措置は、現行の学習指導要領のままでもよいし、一部を新しいものにしてもよいし、全て新しいものに移行してもよいというものである。それは、それぞれの学校でばらつきがあっても、結果的に卒業する時に身に付いている音楽の力は同じであるからである。移行措置が示されることにより、現行の学習指導要領と新しい学習指導要領との関係性が分かる。現行の理解が不十分であると感じられたら、単に新しい流行にのるだけになってしまわないように、まずは現行の学習指導要領の基で足元を固めて授業を行ってほしい。今何が大事なのかを考えてほしい。

現行の学習指導要領の要点としては、次のようなものが挙げられている。

その中で注目したいことは、学習の「過程」を重視したという点である。音楽では当然最終的な結果も大切であり、そこに責任をもつ必要はあるが、それと同時に一連の過程にも注目してほしいということである。最終的な結果に至るまで、指導者が生徒を引き上げていったのか、生徒と指導者とのやりとりや話し合いがあったのかによって、

現行学習指導要領（音楽科）の要点

- (1) 指導のねらいや手立てを明確にし、生徒が感性を高め、思考・判断し、表現する一連の過程を重視した。
- (2) 音楽の学習と、学力の重要な要素の関係を整理し、指導内容と学習評価に反映した。
- (3) 創作と鑑賞の学習の質的充実を図った。
- (4) 目標に「音楽文化の理解」を明記し、我が国や郷土の伝統音楽の学習を充実するとともに、音楽の多様性の理解を図り、グローバル化・国際化する社会の進展に対応した。（中学校・高等学校）

ゴールに辿り着いた時の生徒の達成感が違う。スタートとゴールは一緒だが、指導者が導いていくことは何なのか、生徒に考えさせることは何なのか、その過程を授業づくりの中で大切にしてほしい。

また、創作と鑑賞の学習の質的充実を図ることも挙げられているが、現行の学習指導要領の基では鑑賞や創作の授業を行ったことがないという人はほぼいなくなり、その必要性が認識され、圧倒的に状況が改善されている。さらに、音楽を形づくっている要素の知覚、感受を全ての音楽活動の支えとして位置付けており、そうしたことから、中教審答申に基づき、小中学校に準じて高等学校でも学習指導要領の中に〔共通事項〕が設けられる予定である。

ここで改めて知覚（聴き取り）と感受（感じ取り）の違いを考えてもらいたい。

～意見交流～

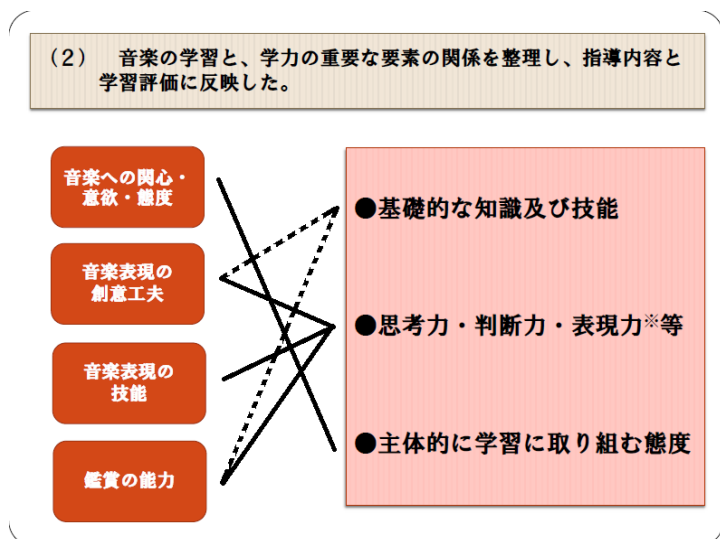
それぞれで理解をしていることではあっても、それを自分の言葉で説明することは難しい。それは生徒にとっても同じである。知覚とは、聴覚を中心とした感覚器官を通して音や音楽を判別し、意識すること、感受は、音や音楽の特質や雰囲気などを感じ、受け入れることである。例えば音楽を鑑賞した時、生徒それぞれで感受したこと（よさや面白さ）は異なってよいが、知覚したこと（聴き取ったこと）が異なる時、知覚したこととして出された意見が全て正しいとすることはできない。知覚と感受は完全に質が異なるものであるが、音楽に触れている時には、知覚と感受は、生徒の中では一体的である。だからこそ、教師が知覚と感受について、自分の言葉で伝えられるぐらいの状態になっていなければ、授業の中で上手く扱えない。

知覚する場面、感受する場面を、それぞれ位置付けることが大切だということは定着してきた。しかし、例えば知らない音楽を1、2度聴いて、知覚したことと感受したことをすぐに別々に学習カードに分けて書くというような活動は難しい。例えば、それは「速くなった感じがする」と答えた生徒に、「その意見は聴き取ったこと（知覚）、感じ取ったこと（感受）のどちらですか？すぐに教えてください。」と問い詰めていることと似ている。本来は、このような発言こそ大切に、全体で確認しながら、知覚したことと感受したことを明らかにして、その関わりについて考えていけるようにするなどの工夫が必要である。

知覚と感受の関係性を、生徒が初めから理解しているのであれば授業で行う必要はないのであり、それを明らかにする授業過程が大切である。知覚したことと感受したこととの関わりをさらに意識できるようにする必要性が中教審答申でも示されている。知覚と感受の指導を生徒の本当の学びに結び付けるようにすることが今後の課題である。そうした学習を行っていくことで、知覚と感受の関係性を考え捉えていくことが、他の学習の支えとなる。そして「このように工夫していこう」と考えたり、「ここが面白い」ということを発見したりして、創造的な学習へと繋がっていく。

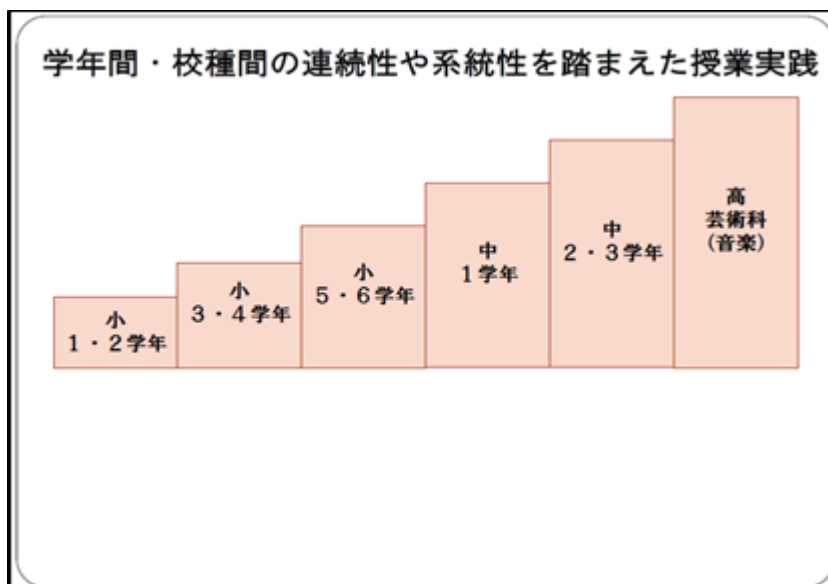
音楽の学習と学力との関係についても説明できるようにしてほしい。

「音楽への関心・意欲・態度」「音楽表現の創意工夫」「音楽表現の技能」「鑑賞の能力」の四つの能力が身に付いていることが、音楽科においては、学校教育法第30条第2項に示された三つの学力である「基礎的な知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」



組む態度」が身に付いていることと同義である。従って、その関係性は明らかにしておかなければならない。

さらに、学年間・校種間の連続性や系統性を踏まえた授業実践について、指導事項の連続性や系統性を考えてほしい。学習指導要領は、学年が上がるにつれて質的、量的に増えていくように記述されているが、高等学校の先生方は小・中学校の学習指導要領を確認してほしい。小学校の学習指導要領の目標や指導事項に示されている児童の姿が、高校生で見られたとしても素晴らしいと思えるはずである。それは高等学校の学習指導要領の内容の中に、小学校や中学校の学習指導要領



の内容も含まれているからである。授業が上手いかなと感じた時など、小中学校の学習指導要領の内容を参考にとすると授業づくりのヒントが見つかることもある。指導事項の系統性や連続性は学習の過程に似ており、今の目の前の生徒と学習指導要領を対応させるという観点でも大切である。そうした点で、校種を越えて協力してほしい。新学習指導要領でも小・中・高等学校の連続性や系統性を大切にして、改訂作業を進めている。

子供を主語とした授業観

能力構造の再整理

知識観の共通理解

主体的・対話的で深い学び

中教審「答申」から

何を理解しているか 何ができるか
生きて働く「知識・技能」の習得

理解していること・できることをどう使うか
未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか
学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養

次に、「子供を主語とした授業観」について考えてみたい。

中教審答申に示されているこれらのこと（三つの柱）は、全て「子供」が主語である。子供の視点で授業を見直してほしい。他の研修で音楽以外の先生方に対して、学校の音楽の授業で身に付いた「音楽の力（学力）」について尋ねたことがある。残念ながら多くの先生方がすぐには思い浮かばなかったり、答えられなかったりした。

それは、自分の反省も踏まえ、授業が「教師」を主語にしてしまっていたからではないか、と思うことがある。「教師」が主語であると、教師がどのように教えるかを考えて授業で教える。「子供」が主語であれば、先に子供が何をどのように学ぶのかを考え、指導方法を考えることになる。子供の視点が次第に切り離れていくと、授業の考え方が方法論的、都合主義的になっていく。子供の視点が全くなくなってしまうと、授業が上手いかなことを子供のせいにしてしまうこともある。子供を主語として、子供が何をどのように学ぶのかを大切にした授

業改善の視点をもつことについて考えるきっかけとして、「アクティブ・ラーニング」という言葉が用いられたと捉えている。

芸術科（音楽）における知識観についても共通理解を図りたい。芸術科（音楽）の「知識」の種類を、思いっくまに挙げてほしい。それらはいくつかの種類に分類できる。例えば、「f」の記号は「強く」という意味であるなど音楽活動を伴わなくても覚えれば分かることであるが、それは、生徒が自分の内からは生み出すことのできない知識であり、情報として得ていかなければならないことである。

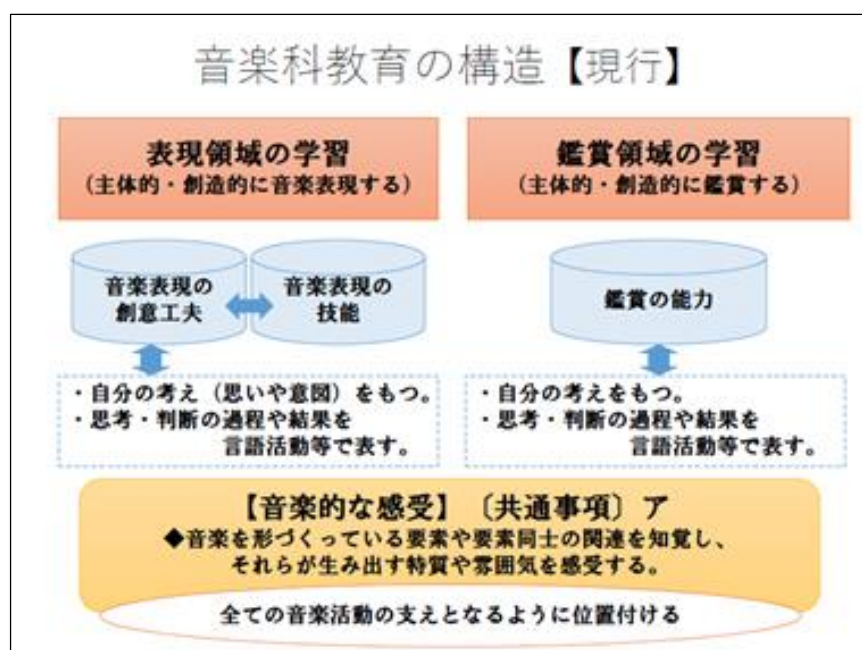
次に音楽を聴いて、気付きや発見によって得られる知識は、聴き取れば分かることである。主として知覚を伴うことによって得られる知識である。続いて、音楽を聴いて生じたイメージや感情の動きがあることによって得られる知識は、感じ取れば分かることである。主として感受を伴うことによって得られる知識である。

さらに、音楽を形づくっている要素の知覚や感受を支えとした音楽活動を通して得られる知識は、学習の過程を経て分かることである。それは、音楽の学習を通して自分で構築する知識であり、それぞれが結び付いていくことで最終的に一つのまとまりになる。それは今までは「知識・理解」と言われていたが、今回の改訂では「知識」として括られることとなった。

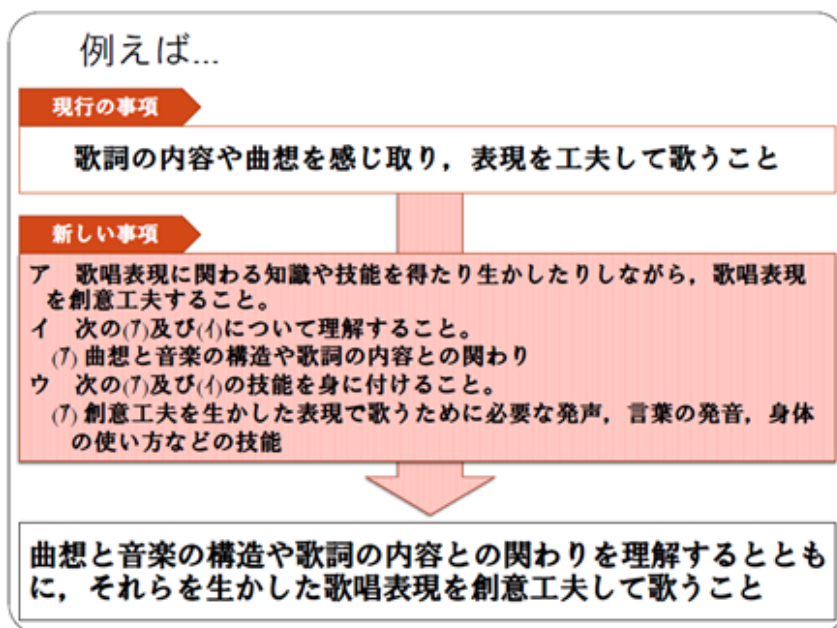
覚えれば分かる知識だけを音楽の授業で指導すると、学習の内容が乏しくなる。学習の過程を経て分かる知識を増やすことが大切である。それぞれの知識を習得する上で何が必要なのか、どのような学びが必要なのかを考えると知識の指導が精選されてくる。当然どの知識も大切であるが、そのバランスが大切である。

「知識」だけではなく、芸術科（音楽）の「技能」も様々である。例えば、自分の声や楽器を用いて音楽活動をするために必要な技能は、どのような音楽を表現するかということに関わらせなくても身に付けることができるものである。また、楽曲の音楽的な特徴や音楽をつくる条件などを踏まえて音楽表現するために必要な技能は、表現の対象となる音楽の音楽的な特徴や音楽をつくる条件などによって、身に付ける技能が異なる部分があるものである。続いて、自分の思いや意図を音楽で表現するために必要な技能は、自分の思いや意図に応じて自分でコントロールすることができるものである。これを身に付けられるようにするために、前者二つの技能も身に付ける指導を行う必要がある。

音楽科教育の構造について、現行の学習指導要領では、表現領域の学習によって表現の能力（「音楽表現の創意工夫」と「音楽表現の技能」）を、また鑑賞領域の学習によって鑑賞の能力を育成し、全体を通じて情意、態度面の形成を図ることとしており、それが、評価の観点に反映されている。一方、今回の改訂では、表現領域と鑑賞領域の学習を通して、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を育成することとし、それが、目標や指導事項等の示し方に反映できるようにしている。



例えば、現行の中学校学習指導要領の第1学年「A表現」(1)の事項ア(歌詞の内容や曲想を感じ取り、表現を工夫して歌うこと)は、①創意工夫の基となる感じ取る対象(歌詞の内容や曲想)、②「思考力・判断力・表現力等」(表現を工夫して)、③技能を伴った音楽表現(歌うこと)という三つの資質・能力の内容が全て1文で含まれた構成である。今回の改訂ではそれらを別々の事項に整理し、①の内容を創意工夫の過程で得たり生かしたりする「知識」として整理し、事項イとして位置付け、②を事項ア(「思考力・判断力・表現力等」)、③を事項ウ(「技能」として位置付けたということである。そのため歌唱の題材を構想する際には、(1)の事項ア、イ、ウの各事項を関連付けて指導できるようにすることが必要である。



中学校の新学習指導要領では、「A表現」(「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野)において、事項アは「思考力・判断力・表現力等」に関する資質・能力、事項イは「知識」に関する資質・能力、事項ウは「技能」に関する資質・能力に対応する内容で整理した。「B鑑賞」については事項ウの「技能」に関する資質・能力はなく、事項アの「思考力・判断力・表現力等」及び事項イの「知識」に関する資質・能力に対応する内容の二つである。音楽科の学習では、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることが必要であり、そのことによって、生活や社会

の中での音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力が育成されるのである。

新中学校学習指導要領においては教科の目標も、中教審答申を踏まえ、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理された。

「主体的・対話的で深い学び」は、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」という三つの言葉を組み合わせた言葉であり、それぞれの大切さは対等である。つまり、主体的な活動や対話的な活動によって深い学びを実現するという意味ではなく、この三つの学びそれぞれができるようにすることが大切である。「アクティブ・ラー

ニング」ということに関して触れれば、教師自身がアクティブ・ラーナーになっているかどうかという視点が必要である。授業で生徒がグループ活動や討論を行ったかどうかではなく、教職のプロとして教師自身がアクティブ・ラーナーとなることが求められる。「型」にとらわれて授業することはむしろ「アクティブ・ラーニング」の対極であり、子供の視点が消えることに繋がることもある。



ここで、これまでに経験したり参観したりした素敵な授業や場面を思い出してほしい。どのような授業だったか、素敵だと思った理由は何かを、具体的に考えてほしい。「主体的・対話的で深い学び」は流行ではなく、むしろ不易の継承・発展である。これまでと全く異なる発想で授業をするというわけではなく、「これはいいな」と思った授業を積み重ね、充実させていくことが大切である。授業を実践してみてもよかったと思うものをもっとできるように、広

げて増やせるようにということであり、その恩恵を受ける生徒を増やしてほしい。そのための合言葉のようなものが「主体的・対話的で深い学び」である。これまでも、子供たちが授業の見通しをもてなかつたり、他者と対話しても自分の考えが深まったり広がったりしなかつたり、また、教科の本質とかけ離れた内容であったりする授業を、素敵な授業とは思わなかつたはずである。

「主体的な学び」とは、生徒自らが学びの見通しをもち、学びを振り返り、次の学びに繋げるといことである。それは学びのレベルの見通しであって、この授業でどのような活動を行うかといった活動レベルの見通しではない。「対話的な学び」とは、他者との対話などにより、自分の考えを広げたり深めたりすることである。「深い学び」とは、「音楽的な見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりするような学びである。「深い学び」において、様々な活動や内容の例が示されているのは、教科等の特性や本質に関わるからである。

「深い学び」は教科等の本質に迫る学びということでもある。

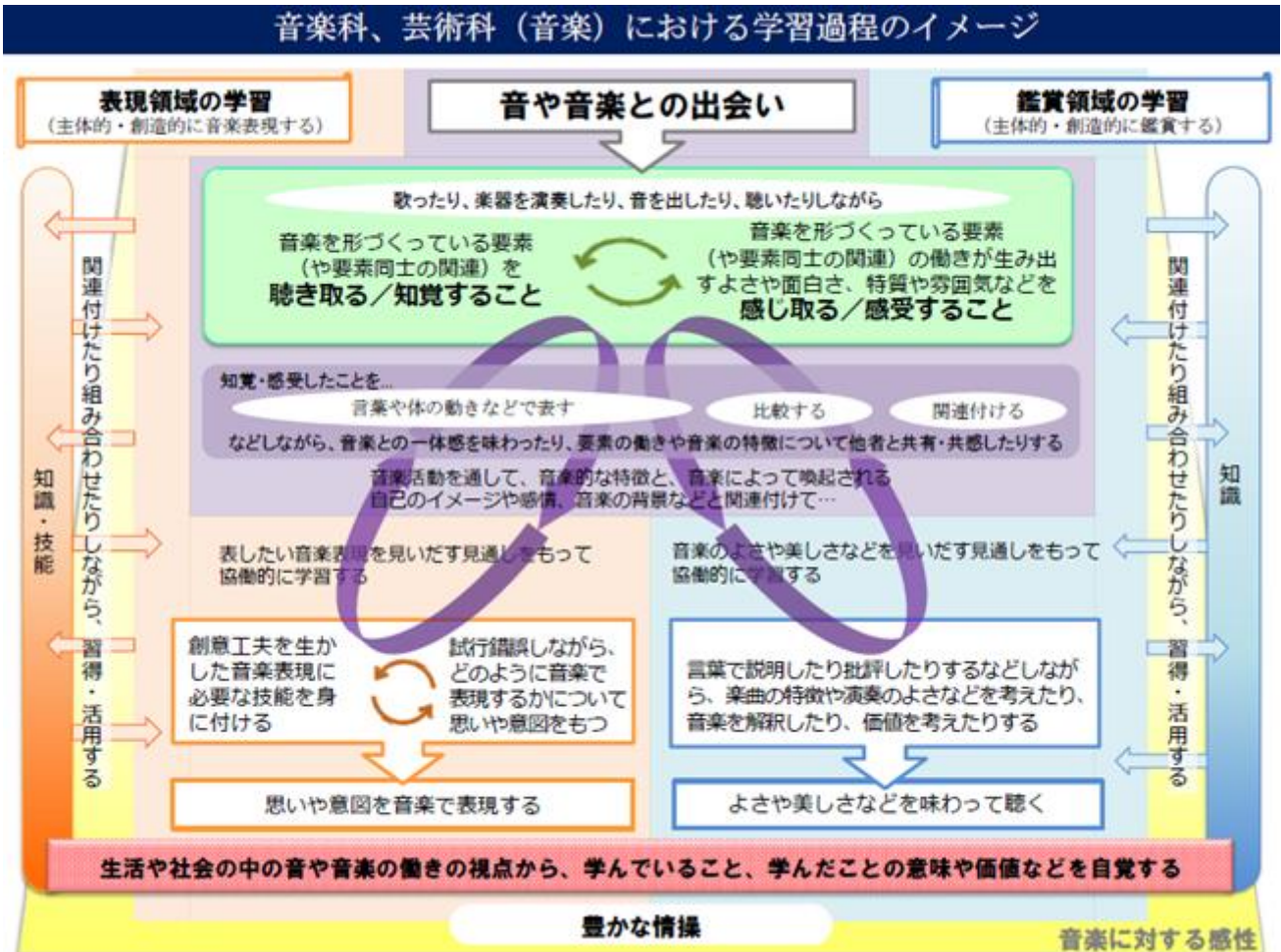
「見方・考え方」とは、各教科等の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方のことであり、それが「深い学び」の鍵になる。中

<p>音楽的な 見方・考え方</p>	<p>音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などに関連付けること。</p>
<p>※2016.12.21 「学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」より</p>	

教審答申で示されている「音楽的な見方・考え方」の説明の中の「音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」とは、そこにある音や音楽、その音響そのものに目を向けるということであり、「自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などに関連付けること」とは、イメージや感情と結び付けて人間にとって意味のあるものにすることである。それが深い学びへと繋がり、芸術科（音楽）の教科の本質に迫ることになる。「見方・考え方」を授業の中で働かせることができるようにすることが大切である。

中教審答申の中に、「芸術科（音楽）における学習過程のイメージ」の図があるが、この図にはそれぞれの項目の関連を示す矢印が多い。それは一つも消すことができず、切れないものであり、そのことが音楽科の学習の特質でもある。音楽科の学習では、子供たちが様々な学習活動を繰り返し経験する中で、知識や技能を習得したり、

関連付けたり組み合わせたりしながら学習内容を深めていく。同じ音楽であっても、学習を積み重ねていくそれぞれの段階で感じ方や捉え方が異なり、またその変化がいつでも起こり得るということである。



新中学校学習指導要領における音楽科の授業は、音楽活動を通して行われること、「音楽的な見方・考え方」を働かせることのできるような指導計画になっていることなどが大切である。中でも最も必要となる視点は、目標に示す資質・能力（「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）を育成できるようにすることである。それを意識しなければ、手段と目的が混ざってしまうことになる。そのために、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにしてほしい。このことは、今後告示される、新高等学校学習指導要領における芸術科（音楽）においても同様に考えられる。今大切なことは、現行の学習指導要領に基づい

**新学習指導要領における
音楽科の授業は...**

- 音楽活動を通して行われること。
- 児童生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせることのできるような指導計画になっていること。
- 目標に示す資質・能力（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）を育成できるようにすること。
- そのために、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすること。

（その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。）

た指導を行い、しっかりと足場を固められるように、今後も授業改善に取り組むことである。

2 閉会行事

(1) あいさつ

大熊 信彦 先生（群馬県高等学校教育研究会音楽部会副会長）

研究授業、授業研究会、講演会と1日を通して、人と音楽との関わりについて教育実践の視点から学ぶ、とても意義のある時間を過ごすことができた。

研究授業では、「作曲家からのメッセージは何か」という問いがあった。鈴木教諭が授業のコンセプトをしっかりともち、生徒自身が「私はどのように感じ、自らの中に何を作り出したか」を考える、芸術科（音楽）の教科の本質に迫る授業であった。作曲者が表現したかった思想や概念、感情などは音楽以外では表せないが、生徒が自身の立場で解釈しようとする中で、それと向かい合えるのである。作曲者の表現の意図と自分の解釈が対峙し、葛藤しながら合わさっていくことで、よりよい鑑賞となる。

講演会では、「子供」を主語とした授業観についてお話頂き、授業づくりの貴重なヒントを得た。特に、音楽の知識についての解釈や考え方は、他教科における知識の整理にも大きな影響を与えたと伺っている。音楽教育でこれまで見落としてきてしまったようなところに踏み込んだ、教科の存在意義にも関わる大切な点と感じた。

また新学習指導要領をきちんと読み解いていくことと同時に、現行の学習指導要領を基にして、今、音楽教育に何が必要なのかを考えることの重要性を再認識することができた。その中で、「深い学び」を考える鍵となる「見方・考え方」を追究していくことで、これから芸術科（音楽）の教科として向かう方向性が見えてくることが分かった。

授業者の鈴木先生、ご講演頂いた臼井先生に感謝申し上げ、挨拶とする。

3 参加者（敬称略・順不同）

廣澤 秀伸（前橋西）	上田 裕信（太田東）	大熊 信彦（太田女子）	荻野 葉子（大間々）
臼井 学（文部科学省）	島田 聡（高校教育課）	朝倉 康雄（前橋西）	柳田絵美子（館林高特）
金田 知子（富岡東）	黒岩 伸枝（高崎）	根岸 玲恵（西邑楽）	大小原美幸（高高特）
前島 律子（あさひ特）	五十嵐桃子（長野原）	戸松 久美（吉井）	森田 尚子（前橋東）
富岡 恵美（安中総合）	内林 美里（伊勢崎特）	松平 康子（尾瀬）	中澤 玲子（高崎北）
井上 春美（藤岡中央）	饗庭 麻里（市立太田）	鈴木香奈子（桐生南）	野口 瑞穂（大間々）
伴野 和章（太田東）	小川 唯佳（利根商業）	斎藤真里奈（沼田女子）	藤嶋 啓子（関学附）
勝山 英城（万場）	武井 康博（伊勢崎商業）	小川 良介（四ツ葉）	角田 幸枝（榛名）
東 喜峰（県立前橋）	青柳 亮（桐生女子）	目崎ちひろ（高高特）	伊藤 範秋（北海道・別海）
坂本 将（館林女子）			

文責：坂本 将（館林女子）